

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 株式会社の支配に関する基本方針 連結注記表 個別注記表 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

本内容は、会計監査人並びに監査役及び監査役会が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

株式会社ベルシステム24ホールディングス

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称		第2回新株予約権	
発行決議日		2015年5月27日	
新株予約権の数		250,511個	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		35,787株 (注) 1	
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		700円 (注) 2	
権利行使期間		自 2015年5月29日 至 2025年5月28日	
行使の条件		(注) 3	
役員の保有状況	当社取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	250,511個
		目的となる株式数	35,787株
		保有者数	1名

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、250,511を7で除した数の株数（新株予約権1個につき1を7で除した数の株数）になっておりますが、表記上の便宜を考慮し、小数点以下を切り捨てた数を記載しております。

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は以下の算式により調整されるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

上記の調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われるものとします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者に通知します。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知します。

2. 本新株予約権の割当日後、当社普通株式につき以下の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知します。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知します。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) 新株予約権者に割り当てられた新株予約権は、割当日（2015年5月29日）から2018年11月1日までの間に、以下所定のスケジュールに従い、権利が確定しております。
 - (a) 割当日に25%、その後1年毎に25%累積して行使可能となる方法。
- (4) 新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、新株予約権の取り扱い、以下のとおりとなります。
 - (a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める所定の理由以外の理由により雇用関係が終了された場合、最終行使可能日（2025年5月28日）までに限り行使することができます。
 - (b) 雇用関係の終了が、上記（a）以外の理由に基づくものである場合、新株予約権は直ちに行使不能となります。
 - (c) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは発行要項に違反した場合、又は当社若しくはその子会社等との間の競合避止契約等に違反した場合、当社は、当該新株予約権者による新株予約権の行使を制限することができます。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めます。

2. 当事業年度中に当社使用人、当社子会社役員及び当社子会社使用人に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を決定する他、取締役の職務の執行を監督する。また、職務執行の監督機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ② 当社は、当社及び子会社のすべての役員及び従業員の一人ひとりが自主的に実践すべき基本的な行動の規範として「ベルシステム24グループ行動規範」（以下、「行動規範」）を定め、法令遵守の考えを明らかにする。当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、行動規範を遵守することで、法令遵守の徹底を図る。
- ③ 法令、定款、社内規程及び社会規範（以下、「法令等」）の遵守を含め、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動すること（以下、「コンプライアンス」）を確立するための具体策として、次の措置をとる。
 - i 取締役及び執行役員は、行動規範に従い、法令等の遵守を率先垂範して実践する。また、コンプライアンスの教育プログラムを策定し、取締役、執行役員及び使用人を対象に教育や研修を実施することで、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提になることを徹底する。
 - ii 当社及び子会社のコンプライアンス体制を構築、維持するための統括責任者として、コンプライアンス担当役員（CCO）を任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制を当社及び子会社に徹底、定着させるために設置するコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制の浸透を図る。
 - iii 取締役及び執行役員は、コンプライアンス違反に関する内部通報制度である「企業倫理ホットライン」として、社内主管部門及び社外弁護士によるものの他、経営陣から独立した常勤監査役による窓口を開設し、当社及び子会社のすべての取締役、執行役員及び使用人に周知する。取締役及び執行役員は、内部通報制度の運用にあたっては、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

- iv 監査部は、当社及び子会社における業務の執行が法令等に従い適正かつ効率的であるかを内部監査し、その結果を随時取締役及び執行役員に報告する。
- v 取締役及び執行役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに再発防止策を策定し、これを周知徹底する。
- vi 取締役、執行役員及び使用人は、行動規範及び「ベルグループ反社会的勢力対策基本規程」に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない社内体制を整備するとともに、関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な会議の議事録、稟議その他の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理基本規程」及び「文書管理規程」に基づき、経営企画部及び法務・コンプライアンス部が適正に保存、管理するとともに、必要に応じてその運用状況の検証及び該当する規程類の見直しを行う。

取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書を閲覧することができる。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」を定め、経営企画部を主管として、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを網羅的かつ横断的に定義し、定義した重大な経営リスクごとの主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化するとともに、それらの重大な経営リスクに直面したときに実行すべき対応について定める。
- ② 当社及び子会社の重大な経営リスクである個人情報を含む機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）及び最高個人情報保護責任者（ＣＰＯ）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役、執行役員及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、内部監査を実施する。
- ③ 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲することで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- ② 当社は、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、職務権限及び分掌する業務を明確にすることで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- ③ 当社は、執行役員及び使用人による職務の執行が効率的に行われることを確保するために「稟議規程」及び「経費支出決裁規則」を定める。
- ④ 当社は、職務権限の委譲により意思決定のプロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図る一方で、重要な事項の決定については、取締役会、社長執行役員の諮問機関である経営会議その他の経営層が出席する会議体における合議又は諮問を経ることによって、より慎重な意思決定を行い、もって適正かつ効率的な職務の執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける内部統制システム上の課題を検討し、対応策などを決定・推進する組織として、法務・コンプライアンス部を管掌する執行役員を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、当社グループにおける内部統制システムの持続的な構築及び運用を図る。

- ① 子会社の取締役等（取締役、執行役員その他これらに相当する者をいう）及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「グループ会社管理規程」を定め、子会社各社の自主性を尊重することを旨としつつも、当社グループとして必要なガバナンス体制の構築・維持のため、子会社における経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を要するものとするとともに、子会社の取締役等及び使用人による職務の執行状況、業績、財務状況その他の経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を定期又は不定期に受ける。また、子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役等若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかにその内容を当社の取締役及び執行役員に報告する。なお、関連会社については、関連会社の独立性を尊重しつつ、出資目的、出資比率、他の株主との関係に加えて、国外における関連会社にあつては、当該国の法令・慣習の違い等を総合的に勘案し、本方針の段階的な導入を図る等、適切な体制整備を図る。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 「リスク管理規程」に基づき、経営企画部は、子会社についても、その経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを定義し、定義した重大な経営リスクごとに当社における主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化する。
 - ii 子会社においても重大な経営リスクである個人情報を含む機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）及び最高個人情報保護責任者（ＣＰＯ）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役等及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、子会社を含めて内部監査を実施する。
 - iii 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを子会社も対象として行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社との間の経営指導契約又は業務委託契約に基づき、管理部門を中心に子会社の経営管理及び経営指導を行い、職務執行の効率化及び適正化を図る。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、法令遵守の考えを行動規範において明らかにするとともに、これを子会社の取締役等及び使用人にも周知することで、法令遵守の徹底を図る。
 - ii 当社におけるコンプライアンスを確立するための具体策は、子会社においても実践するものとし、これにより子会社におけるコンプライアンスの推進を図る。

（６）財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの体制構築及び整備を推進する。また、その仕組みが有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役に直属する補助使用人を1名以上置く。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前号の補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については、事前に監査役と協議を行い、その同意を得る。
- ② 前号の補助使用人への指揮命令は、監査役が行うものとし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び執行役員は、定期的にその職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題を取締役会その他、監査役が出席する重要な会議において監査役に報告するとともに、重要な影響を及ぼすおそれのある決定の内容については、その都度速やかに監査役に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- ③ 子会社の取締役、執行役員及び使用人から、経営に大きな影響を及ぼす重要課題、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の報告を受けた者は、速やかに監査役にその内容を報告する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。
- ② 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒処分等に関して、取締役及び執行役員にその理由の説明を求めることができる。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に充てるため、事業年度ごとに監査役の計画する予算を計上する。
- ② 前号の予算外のものであっても、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行について生じたものでないことを明らかにできる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要と判断した場合には、当社及び子会社の重要な会議に出席し、意見を述べることもできる。また、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人と定期的に情報交換を行い、又は必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- ② 当社及び子会社の業務執行にあたる取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行や財産の状況に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。また、監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にヒアリングを実施し、又は必要とする資料を閲覧する機会を与えられる。監査役が子会社調査権に基づき子会社の業務執行や財産の状況を調査する場合、当該子会社の取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- ③ 監査役は、監査部をはじめとする、当社及び子会社の関係部門と適宜情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、会計監査人との緊密な連携を保ち、会計監査人から年度計画に基づく報告及び随時の報告を受ける。

- ⑤ 監査役は、必要に応じて当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。
- ⑥ 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき監査役の監査活動が実効的に行われるよう、協力体制を確保する。
- ⑦ 監査役は、定期的な会合を設けて、会計監査人及び監査部との三様監査の連携強化を図る。
- ⑧ 監査部は、監査役に監査計画、監査結果、リスク情報等の報告・共有を行い、監査の効率性と実効性の向上を図る。
- ⑨ 監査部は、監査役からの調査の指示・依頼があったときは、監査役による監査活動が効率的に行われるよう、これに協力する。
- ⑩ 監査役は、監査部長の任免及び懲戒処分について、事前に報告を求めることができるとともに、意見を述べることができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

「ベルシステム24グループ行動規範」を制定しており、取締役及び使用人による職務執行がこれに則って行われるよう、グループ全社の役職員を対象としたe-learningによるコンプライアンス研修の他、コンプライアンスに関する他社の重大事例の共有による同一事例の発生を抑止する目的のためのメールマガジンの発信を行う等、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

コンプライアンス担当役員（ＣＣＯ）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当連結会計年度においても計６回開催いたしました。コンプライアンス委員会には、常勤監査役も出席し、グループ全社のコンプライアンスの状況が集約・分析され、コンプライアンス上の課題を把握したうえで、その対応策の策定と指示を行う等、継続的な改善に向けた取り組みの監督と支援を行っております。

グループ全社の従業員等が利用することができる内部通報制度については、認知度向上や意識の醸成を図るための啓蒙活動を引き続き実施し、問題（コンプライアンス違反）の早期発見と改善措置を通じた、自浄機能のより一層の向上を図っております。また、2020年6月に施行された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に先駆け、2019年9月に「ベルシステム24グループ ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメント事実への適切な対処等に関する規則」を制定しており、当連結会計年度においてもパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントはもとより、その他の職場における“あらゆるハラスメントの撲滅”に向けた取り組みを継続するとともに、株式会社ベルシステム24の台湾支店の設立に伴い、現地法令に適合するための改正を行うことで、国内外における“あらゆるハラスメントの撲滅”に向けた一層の強化を図っております。

監査部は、情報セキュリティを含むコンプライアンスについて、当社及び子会社を監査し、その結果を取締役、執行役員及び常勤監査役に報告しております。

取引先との取引にあたっては、その契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項の記載を行うこととしている他、「ベルグループ反社会的勢力対策基本規程」に基づき取引先の確認を行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。また、加盟している「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」等の関係機関との連携も図っております。

(2) 情報の保存及び管理

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、定められた期間において適正に保存、管理するとともに、取締役及び監査役はいつでも閲覧可能な状態に置いております。

(3) リスク管理

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の本格的な拡大に対応すべく、事業継続体制の強化のため前連結会計年度において見直しを図った事業継続計画（ＢＣＰ）に係る各種ガイドラインに基づき、対策本部を設置のうえ、各部門との連携を図りつつ、政府・行政からの情報及び当社を取り巻く状況を踏まえた対応方針を適時に決定し、実行したことで、事業への影響を最小化し、事業を円滑に継続しております。

(4) 職務執行の効率性の確保

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の専決事項を除く取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲しております。なかでも経営上の重要事項については、原則週１回の頻度で開催される、執行役員で構成し、常勤監査役も出席する経営会議における議論・検討を経て決定することにより、意思決定の適正性を担保しつつ、機動的な意思決定を行い、職務執行の効率性を確保しております。

(5) グループ会社管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の経営上の重要事項について、承認を行い、又は報告を受けるとともに、定期的にグループ会社の経営状況の報告を受ける機会を設け、これらを通じてグループ会社の経営の管理・監督を行っております。

また、監査役は、グループ会社の監査役との監査役連絡会を当連結会計年度においては２回開催するとともに、随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

なお、当連結会計年度においては、当社グループにおける内部統制システム上の課題を検討し、対応策等を決定・推進する組織である内部統制委員会を４回開催し、当社グループにおける内部統制システム上の課題について、議論及び検討を行いました。

(6) 財務報告の信頼性等の確保

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、内部統制の整備及び評価に関する年度計画を策定のうえ、これに従って監査部が整備及び運用状況の有効性評価を実施し、取締役会に報告しております。

(7) 監査役の監査

監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席、重要な書類の閲覧及び取締役・執行役員・使用人から適宜報告を受けることを通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の確認を行い、必要に応じて意見を表明しております。さらに社外取締役と定期的に会合を持ち、当社を取り巻く外的環境、会社の経営状況・リスク認識、中期的な経営課題等について意見交換を行っております。

監査部をはじめ、当社及び子会社の関係部門と定期的な情報交換を行うとともに、報告を受け、必要に応じて資料の提出及び説明を求めています。

会計監査人とは、定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

また、常勤監査役、監査部及び会計監査人は、監査の実効性の向上を図るため、監査情報の共有や意見交換を目的とした三者での定期的な会合を持つなど、三様監査の連携を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」については、特に定めておりません。一方で、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社ベルシステム24

C T Cファーストコンタクト株式会社

株式会社ポッケ

株式会社ベル・ソレイユ

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数 3社

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の名称

Bellsystem24-Hoa Sao Joint Stock Company

True Touch Co., Ltd.

株式会社T Bネクストコミュニケーションズ

株式会社T Bネクストコミュニケーションズについては、新たに設立したことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりであります。

1) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・ 当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・ 契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しております。

2) 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を認識しております。損失評価引当金の認識にあたっては、四半期毎に金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方、金融商品に係る予想信用損失が当初認識以降著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失の金額は、当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローの総額と、当社グループが受け取ると見積る将来キャッシュ・フローの差額を現在価値として測定し、純損益として認識しております。

3) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

資本性金融商品に対する投資は、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（撤回不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。

4) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対してのみ認められております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産で生じた利得（損失）」として、その他の資本の構成要素に含めております。

資本性金融商品の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。

ii 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、四半期毎に減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年に1度、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、将来見積キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループから、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しますが、原則として各社を資金生成単位としております。

全社資産は、独立したキャッシュ・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減損するように配分し、次に資金生成単位内の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れを行っておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、四半期毎に、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れを行っております。

② 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

i 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されております。取得原価には資産の取得に直接起因する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれております。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素毎に異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は、償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出されております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数に基づき定額法にて実施しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～41年
- ・工具、器具及び備品 2年～20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末毎に見直しを行い、必要に応じ改定をしております。

ii 無形資産（使用権資産を除く）

1) のれん

のれんは、取得当初において、移転対価と非支配持分として認識された金額及び以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な取得資産及び引受負債の純額を超過した差額として測定されます。取得した純資産の公正価値が移転対価等の総額を上回る場合、当社グループは、全ての取得資産及び引受負債を正しく識別しているかを再検討し、取得日時点で認識した金額を測定するために用いた手続を見直しております。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が移転対価の総額を上回る場合には、その超過額を利得として純損益に認識しております。

資産計上したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

2) ソフトウェア

当社グループは、主として内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しております。新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用化しております。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実行可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、ソフトウェアとして認識しております。

資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

3) 顧客関連資産

当社グループは、企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した顧客関連資産を取得日の公正価値で計上しております。

資産計上した顧客関連資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

4) その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

5) 償却

償却費は、資産の取得原価に基づいております。無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数に基づき定額法にて実施しております。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 13年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

iii 使用権資産

当社グループは、原則としてすべてのリースについて、リース期間にわたり原資産を使用する権利である使用権資産を認識しております。契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。使用権資産の取得価額には、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。

なお、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより純損益に認識しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識されます。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、引当金は、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前割引率を用いて割り引かれます。割引計算が行われる場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識されます。

④ 従業員給付

i 確定拠出年金制度

当社グループの従業員を対象に確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについては法的又は推定債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付制度に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

ii 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で純損益として認識しております。賞与の支払及び有給休暇費用については、法的、若しくは推定的な債務を有し、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

iii その他の長期従業員給付

退職後給付以外のその他の長期従業員給付に対する債務は、従業員が各連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

i 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。

換算又は決済により生じる為替差額は、純損益で認識しております。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益で認識される場合は、為替差額もその他の包括利益で認識しております。

ii 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については、期末日の為替レート、収益及び費用については期中の平均為替レートで機能通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算により生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。在外営業活動体が処分される場合は、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額の累計額を純損益へ振り替えております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、本社の移転を決定したことから、当初より利用期間が短くなった有形固定資産について耐用年数を変更し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益及び税引前利益は、それぞれ105百万円減少しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権	73百万円
------	-------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	21,880百万円
--------	-----------

(3) 財務制限条項

① コミットメントライン契約

株式会社三菱ＵＦＪ銀行とのコミットメントライン契約に基づく借入金（帳簿価額1,350百万円）について、以下の財務制限条項が付されております。

連結会計年度末及び第２四半期連結会計期間末における連結純資産を2020年２月末の75%以上とすること。

② 2017年３月31日付金銭消費貸借契約

国内金融機関６社との金銭消費貸借契約に基づく借入金（帳簿価額11,999百万円）の一部について、以下の財務制限条項が付されております。

- i 連結純資産を2017年２月期末又は直前連結会計年度末のいずれか高い金額の75%以上とすること。
- ii ２期連続で連結営業損失、連結税引前損失、連結当期損失とならないようにすること。

③ 2017年11月30日付金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約

株式会社みずほ銀行をエージェントとする金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約に基づく借入金（帳簿価額20,272百万円）について、以下の財務制限条項が付されております。

- i 連結純資産を2017年2月期末の75%及び直前連結会計年度末の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ii 2期連続で連結当期損失とならないようにすること。

④ 2017年11月30日付及び2018年2月28日付金銭消費貸借契約

国内金融機関7社との金銭消費貸借契約に基づく借入金（帳簿価額17,992百万円）の一部について、以下の財務制限条項が付されております。

- i 連結純資産を2017年2月期末又は直前連結会計年度末のいずれか高い金額の75%超とすること。
- ii 2期連続で連結営業損失、連結税引前損失、連結当期損失とならないようにすること。

⑤ 2018年6月29日付金銭消費貸借契約

株式会社日本政策投資銀行との金銭消費貸借契約に基づく借入金（帳簿価額4,000百万円）について、以下の財務制限条項が付されております。

- i 連結純資産を2018年2月期末又は直前連結会計年度末のいずれか高い金額の75%超とすること。
- ii 2期連続で連結営業損失、連結税引前損失、連結当期損失とならないようにすること。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 73,653,107株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月22日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	1,546 百万円	21円	2020年2月29日	2020年5月25日
2020年10月7日 取締役会	普通株式	利 益 剰余金	1,546 百万円	21円	2020年8月31日	2020年11月13日

(注) 1. 2020年5月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2020年10月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年5月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を以下のとおり提案しております。

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	1,547 百万円	21円	2021年2月28日	2021年5月31日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 923,268株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した元本の安全性確保及び資金の効率的活用を取り組み方針としております。また、資金調達についてはその時々を経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取り組み方針としております。

① 信用リスク

1) 金融商品に係る信用リスクの概要

信用リスクとは、金融商品契約又は顧客契約上の相手方がその債務を履行せず、財務上の損失を被るリスクであります。当社グループは、営業活動から生じる信用リスク（主に営業債権、敷金及び保証金）と、銀行及び金融機関への預金、その他の金融商品を含む財務活動から生じる信用リスクにさらされております。

当社グループは、事業に必要な設備投資資金及び短期的な運転資金を主に自己資金と銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するための利用に限定し、投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2) 金融商品に係る信用リスクの管理体制

営業債権の顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って法務・コンプライアンス部で取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎の残高管理及び財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、貸倒リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社グループの与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

3) 信用リスクに対するエクスポージャー

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

② 市場リスク

1) 金融商品に係る市場リスクの概要

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされております。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクがあります。

当社グループが行う外貨による取引は限定的であるため、為替変動リスクの影響は軽微であります。

当社グループにおいて、主要な金融負債は金融機関からの借入であり、このうち変動金利による借入は、金利変動リスクにさらされております。

当社グループが保有する金融資産のうち、市場リスクにさらされているものは、主として投資有価証券がありますが、保有する上場株式は少額なため価格変動リスクの影響は軽微であります。

2) 金融商品に係る市場リスクの管理体制

借入金、運転資金（主として短期）及び企業再編のための資金（長期）であります。短期借入金及び長期借入金ともに借入条件を適宜見直し、金利変動リスクの低減を図っております。

③ 流動性リスク

1) 金融商品に係る流動性リスクの概要

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

2) 金融商品に係る流動性リスクの管理

当社グループは、主に借入金により資金を調達しておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、流動性リスクに備えるため、当社グループは、国内の大手金融機関との間でコミットメントライン契約及び当座貸越契約（いずれも短期借入枠）を締結しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結財政状態 計算書計上額	公正価値	差額
(金融資産)			
現金及び現金同等物	5,518	5,518	—
営業債権	19,644	19,644	—
その他の短期金融資産	240	240	—
その他の長期金融資産			—
敷金及び保証金	5,186	5,168	18
長期未収金	158	158	—
有価証券 (資本性金融商品及び負債性金融商品)	1,233	1,233	—
資産計	31,979	31,961	18
(金融負債)			
営業債務	6,141	6,141	—
借入金			
短期借入金	5,300	5,300	—
1年内返済予定の長期借入金	14,935	14,936	1
その他の短期金融負債	5,549	5,549	—
長期借入金	42,907	43,031	124
その他の長期金融負債	25,113	25,113	—
負債計	99,945	100,070	125

上記の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

① 現金及び現金同等物、営業債権、その他の短期金融資産、営業債務、短期借入金及びその他の短期金融負債

満期又は決済までの期間が短いため、連結財政状態計算書計上額は公正価値と近似しております。

② 敷金及び保証金、長期未収金

償還時期を見積り、安全性の高い長期債券の金利を使用した将来キャッシュ・フローの現在価値により算定しております。

③ 有価証券（資本性金融商品及び負債性金融商品）

取引所に上場されている銘柄は、取引所における相場価格により算定しております。取引所に上場していない銘柄は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等を総合的に考慮し算定しております。

④ 1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及びその他の長期金融負債

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及びその他の長期金融負債は、同様の契約条項での市場金利を使用した将来のキャッシュ・フローの現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 722円69銭

(2) 基本的1株当たり当期利益 98円64銭

(3) 希薄化後1株当たり当期利益 97円92銭

(注) 当社は、2019年2月期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬B I P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、基本的加重平均普通株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、長期借入金の借換（リファイナンス）を目的として、国内金融機関6社各社との金銭消費貸借契約に基づき、2021年3月31日付で借入を実施し、同日付で既存の金銭消費貸借契約に基づく借入金の弁済を行いました。

① 契約の相手先

株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社横浜銀行、株式会社北海道銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社福岡銀行、株式会社りそな銀行

② 借入金総額

12,000百万円

③ 借入実行日

2021年3月31日

④ 返済期限

2025年3月31日

⑤ 金利

ＴＩＢＯＲ（東京銀行間取引金利）プラススプレッド

⑥ 主な借入人の義務（一部相手先）

財務制限条項を遵守すること。なお、主な財務制限条項の内容は以下の通りであります。

a) 連結会計年度末及び第2四半期連結会計期間末における連結純資産を2020年2月期末及び2021年2月期末、又は直前連結会計年度末及び第2四半期連結会計期間末のいずれか高い金額の75%超とすること。

b) 連結会計年度及び第2四半期連結累計期間において、2期連続で連結営業損失、連結税引前損失、連結当期損失とならないようにすること。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～18年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間（20年）の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額その他、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づき、取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 端数処理

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(追加情報)

業績連動型株式報酬制度

当社は、2018年5月25日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、国内非居住者及び他社からの出向者を除く）及び執行役員（国内非居住者及び他社からの出向者を除く）を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用しております。

本制度の導入は、対象取締役及び対象執行役員の報酬と、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

なお、2021年2月28日現在、役員報酬BIP信託の所有する当社株式数は160,284株であります。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、本社の移転を決定したことから、当初より利用期間が短くなった有形固定資産について耐用年数を変更し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ89百万円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,147百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,057百万円
短期金銭債務	158百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	20,729百万円
営業費用	155百万円
営業取引以外の取引による取引高	9百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式 160,522株

役員に対する株式報酬制度「役員報酬B I P 信託」の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有している当社株式160,284株（議決権の数1,602個）を、自己株式として処理しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

資産除去債務否認額	576百万円
未払事業税	94百万円
賞与引当金否認額	72百万円
未払費用否認額	50百万円
減価償却超過額	41百万円
投資有価証券評価損	36百万円
繰延資産償却超過額	32百万円
貸倒引当金否認額	16百万円
固定資産除却損	1百万円
その他	32百万円
繰延税金資産 小計	950百万円
評価性引当額	△46百万円
繰延税金資産 合計	904百万円

繰延税金負債

投資有価証券	△381百万円
資産除去費用否認額	△198百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債 合計	△580百万円
繰延税金資産の純額（△は負債）	324百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ベルシステム24	所有 直接100%	経営指導 資金の預り 設備の賃貸 役員の兼任等	消費寄託金の 受入 (注1)	—	関係会社 預り金	2,000
				利息の支払	8	—	—
				配当金の受取	6,260	—	—
				経営指導 及び 設備賃貸 (注2)	13,963	売掛金	359
				銀行借入 に対する 債務被保証 (注3)	20,667	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 消費寄託金の受入に伴う金利については、市場金利を参考に決定しております。
2. 経営指導料及び設備賃貸料は、市場価格、業務内容及び業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。
3. 当社は、銀行借入に対して(株)ベルシステム24より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 798円02銭

(2) 1株当たり当期純利益 12円04銭

- (注) 当社は、2019年2月期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬B I P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、普通株式の期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

長期借入金の借換（リファイナンス）

「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。